

能登町墓石等復旧支援事業補助金 Q&A

Q1. どのような方が対象ですか

A1. 令和6年1月1日時点で能登町に住民登録がされており、令和6年1月1日以降に町内に建立する墓石等の補修や新規建立又は、墓石を町内に移設し墓石を建立し、過去にこの補助金の交付を受けていない世帯が対象となります。

Q2. お墓の復旧に18万5千円支払いました。補助金はいくらもらえますか

A2. 支払額の2分の1の額が補助金となりますので、 $18万5千円 \times 1/2 = 9万2千500円$ 、千円未満を切捨てて9万2千円となります。支払額が20万円以上の場合は、上限額の10万円を補助いたします。

Q3. 墓石のほかに石板も直したのですが対象経費になりますか

A3. 墓石だけでなく、石板や門柱などの墓石に付帯する構造物も対象となります。ただし、骨壺・ステンレス製線香皿・手桶などの備品、消耗品は対象外となります。

Q4. 能登町に住所はないですがお墓が能登町にあります。補助金はもらえますか

A4. 令和6年1月1日時点で能登町に住民登録がされている世帯が対象となりますので補助金はもらえません。

Q5. 2つのお墓を直した場合は、補助金はいくらもらえますか

A5. 1世帯につき申請は1回までとなりますので、この場合2つの領収証書の額を合算した額の2分の1の額を支給いたします。

Q6. お墓を直してもらう予定ですが、いつ補助金の申請をすればいいですか

A6. お墓等を補修した業者さんに補修費用を支払いされた後、領収証書が手に入った時点で申請してください。

Q7. 補助金の申請をする場合、何を持っていけばいいですか

A7. 申請書に、領収証書の写し、復旧後の墓石等の完成写真、墓石等の位置図（住宅地図など）、通帳等の写し（申請者名義、金融機関名、口座番号がわかる部分）と申請者の身分証明書の写しを添付してください。

Q8. 補助金の申請は、郵送してもいいですか

A8. 郵送も可能です。申請書及び添付書類を能登町役場住民課あてに送付してください。

Q9. お墓を直しましたが、領収証書がありません。どうしたらよいですか

A9. 補修費用を受け取った業者等に依頼し、領収証書を発行してもらうか、請求書と支払完了がわかる書類を提出してください。（ご近所等複数のお墓をまとめて補修依頼し、複数世帯共同で支払いした場合は、それぞれ世帯ごとの領収書を発行してもらってください。ただし、同一のお墓を複数世帯で補修した場合は、1世帯のみの申請となります。）